



平成 19 年 7 月 3 日

各 位

会 社 名 ダイトーエムイー株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 窪内泰之
(JASDAQ ・ コード 9923)
問 合 せ 先
役 職 ・ 氏 名 取締役管理本部長兼
経営企画本部長 柴地隆明
(電 話 052-761-7177)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 19 年 7 月 3 日開催の当社取締役会において、「定款の一部変更の件」を平成 19 年 7 月 27 日開催予定の第 51 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

変更案第 28 条（社外取締役の責任限定契約）を新設し、社外取締役との間で責任限定契約を締結することを可能とし、独立性の高い優秀な人材を迎えられるようにするものであります。なお、本条文の新設に関しましては、監査役 of 全員一致による監査役会の同意を得ております。

上記のほか、条数等について所要の変更を行うものであります。

2. 変更内容

変更の内容は次のとおりです。

（下線は変更部分）

現行定款	変更案
（新 設）	（社外取締役の責任限定契約） 第 28 条 本会社は、 <u>会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、500 万円以上であらかじめ定めた金額または、法令が規定する額とのいずれか高い額とする。</u>
第 28 条 ~ 第 39 条 <省 略>	第 29 条 ~ 第 40 条 <現行どおり>

3. 日程

- (1) 定款の一部変更のための株主総会開催日 平成 19 年 7 月 27 日
(2) 定款変更の効力発生日 平成 19 年 7 月 27 日

以上

本件に関するお問い合わせ ダイトーエムイー株式会社 経営企画部 052-761-7177